日産婦医会発第 205 号
令 和 8 年 9 月 1 日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　　長　石 渡　　勇
（公印省略）
法制・倫理部会
副 会 長　中 井　章 人
常務理事　髙 瀬 幸 子
常務理事　石 谷　　健
常務理事　古 井 辰 郎
常務理事　御 前　　治
常務理事　宮 﨑 亮 一 郎

経口人工妊娠中絶薬（メフィーゴ®パック）の講習資料および流通管理システムの活用に関する周知協力依頼について

謹啓　時下益々ご清栄のことと拝察申し上げます。また、平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記について、厚生労働省ならびにこども家庭庁（資料）より本会宛に周知協力依頼がありました。

都道府県産婦人科医会会長の先生方におかれましては、今回の諸通知について、会員の先生方に周知・協力のお願いに加えて、各地域での運用調整につきまして、医師会会長・産婦人科医会会長間相互の意思疎通ならびに緊密な連携をお取りいただけますようお願いいたします。

謹白

【通知等一覧】

（資料）「ミフェプリストン及びミソプロストール製剤の使用にあたっての講習資料及び流通等管理システムの活用について（依頼）」（令和 8 年 8 月 31 日付け医薬薬審発 0831 第 1 号・こ成母第 817 号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及びこども家庭庁成育局母子保健課長連名通知）

記

講習資料について

・本通知に添えて、日本産婦人科医会が監修した講習スライド「経口人工妊娠中絶薬（メフィーゴパック）の適正な使用方法について」パワーポイントファイルを各都道府県産婦人科医会事務局に送付いたしますので、所属都道府県医師会と共有いただきますようお願いいたします。準備が整い次第、今年度以降から開催される母体保護法指定医師研修会において、毎回本講習資料内容を含む講習の実施をお願いいたします（全ての指定医師が受講となる「当面の間」である数年間の移行期間を設けてください）。全ての母体保護法指定医師の受講が済みました以後は、新たに指定された母体保護法指定医師のみを対象として、本講習内容を含む講習を必ず実施してください。

・本講習は、母体保護法指定医師研修会のいずれの項目（日医モデル細則 3 項目の生命倫理、母体保護法の趣旨と適正な運用、医療安全・救急処置、もしくはそれ以外）で行っても可です。本講習資料をそのまま使用する、もしくは各地区の担当講師の判断で、独自の講習資料作成や講習資料内容の改変、一部のみの使用等も認めます。

・既にメフィーゴパックを使用している有床施設の母体保護法指定医師は従来通り使用が可能です（移行期間中に本講習を受講することになります）が、本講習内容はメフィーゴパックの適正使用を確実に進めていくための具体的な一事項でありますので、全ての母体保護法指定医師が受講対象となります。**本講習を受講するだけで無床診療所の母体保護法指定医師がメフィーゴパックの使用が可能とはならない点に御留意ください。**

流通等管理システムについて

・本システムの開発ならびに維持費用については、ノルディックファーマ社が負担します。

・本システムは現在稼働可能な状況となっており、各都道府県で準備が整い次第、運用開始頂けます。尚、**メフィーゴパックの使用数が少ない等により、数量の照合作業に関する従来の事務的負担に問題ない場合には、本システムを利用しない選択も可能です。**

・本システムの利用を選択する場合において、稼働開始する際に移行期間を設ける際には、
（移行期間前）従来通りの方法での報告が必須（システム入力は任意）
（移行期間中）従来通りの方法、または、システム入力による方法の一方の報告で可
（移行期間後）システム入力による方法のみによる報告
となります。

・システム入力による報告方法には、以下の方法が用意されています。
① インターネットでログインし、画面に直接入力する方法
② スマホでメフィーゴパック個装箱に付番されたバーコードを読み取って自動入力する方法
③ PC に接続したバーコードリーダーで、メフィーゴパック個装箱に付番されたバーコードを読み取って自動入力する方法
④ 上記で対応困難な場合には、手書きで施用報告書に記入し、FAX で送信し、本システム事務局にてシステムに代理入力する方法

以上